

第15回仙台市国家戦略特別区域会議 仙台市提出資料



令和2年5月28日

従来制度

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

外国人が日本国内で事業を行う場合、在留資格「経営・管理」の要件を満たすことが求められるが、地方自治体が創業活動計画を確認し、事業の計画が適正かつ確実なものである場合で、6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みがある場合、特例的に在留資格が認められるもの。

スタートアップビザ
(6カ月)

経営・管理ビザ
(1年～)

6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みの者を対象
※国家戦略特区メニュー

- ① 事業所確保** **② 資本金500万円以上又は常勤職員を2名以上雇用** 等

上記基準に加え、決算状況等も考慮のうえ更新を許可

現行基準

背景と課題

外国人起業家にとって6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たすことは容易ではなく、スタートアップビザのスムーズな活用に至らなかった。

<ハードルが高い点>

事業所確保基準について

- 入国後間もない外国人起業家は信用力が低く、賃借が困難。
- 事業所用オフィスは賃料が高いため、財政的にも負担。
→ **事業所の確保が困難**
- 海外では個室空間を持たず、初期コストが抑えられるコワーキングスペース等での起業が主流。ニーズも増加。
- 仙台市でも、コワーキングスペース等を利用して起業するケースが増えているが、**当該スペースは事業所に該当せず。**
- 市内コワーキングスペース等は増加傾向。

実際、外国人や担当行政書士に生の声を聞くと…



要件緩和後

仙台市の提案が実現！

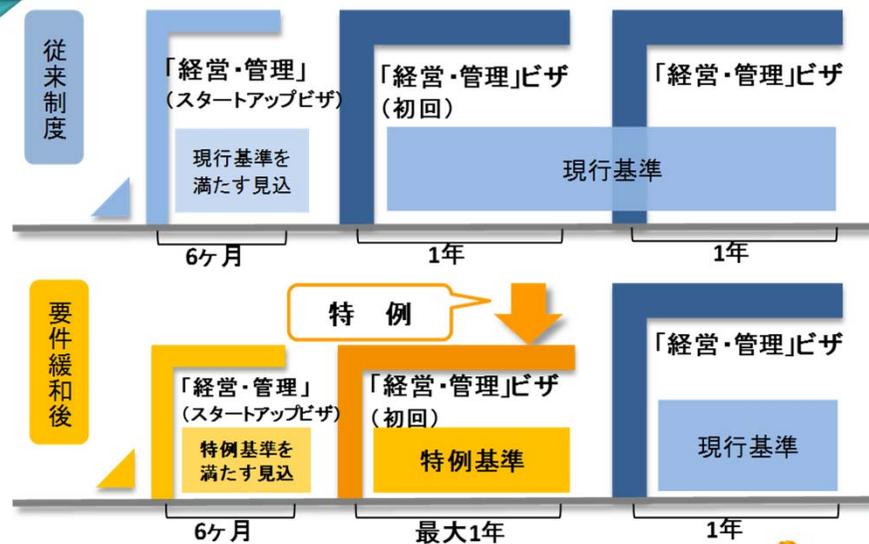
スタートアップビザを活用する場合、在留資格「経営・管理」の要件（基準）を**初回（最大1年）に限り**以下のとおりとする。

特例基準

事業所確保要件について

自治体が認定するコワーキングスペース等も事業所の対象として認める

なお、この場合には、次回の在留資格更新時に、通常の実要件を満たすことができるよう、自治体が継続的に支援する。



スタートアップビザのスムーズな活用で、外国人による創業の可能性を高める！



仙台市では、**テレワーク等の普及を促進**するため「仙台テレワークサポートデスク」を新たに設置。
仙台・東北地域における**柔軟かつ生産性の高い働き方を実現する**とともに、
新型コロナウイルスの感染リスク低減と地域経済活動の両立を目指す事業者を支援。



仙台テレワークサポートデスク

SENDAI TELEWORK SUPPORT DESK

- **設置主体** 国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市
- **設置場所** （公財）仙台市産業振興事業団（（仮称）中小企業応援総合窓口内に設置）
- **実施体制** 事務責任者及びBDD（ビジネスディベロップディレクター）等の人員を配置
- **事業内容**
 - ・テレワーク導入に係る総合相談窓口の設置
 - ・テレワーク導入に係る既存ITサービスの情報提供、対応可能企業のマッチングサポート
 - ・テレワーク導入に係る新規システム開発及び技術的課題に対する検討サポート
 - ・テレワーク導入に関する国の補助金等の案内
 - ・テレワーク体験機会の提供
 - ・テレワーク導入希望企業向けの説明会、テレワーク関連イベントの開催



参考：産業振興事業団の様子

- **各省庁とも連携**しスムーズな情報共有
- **仙台市雇用労働相談センター**と連携
- **東北大学情報知能システム（IIS）研究センター**と連携し、製造業などテレワーク導入に技術的課題が存在する分野でのデジタルトランスフォーメーションの推進も一体的にサポート



- **新型コロナウイルス感染症対策を契機に、テレワークの導入が他地域に比べ遅れている東北地域への導入を促進！**
- **サポートデスクを拠点に、仙台・東北地域における多様な働き方を推進！**

